

【論文】

現代中国と20世紀前半における 日中両国における社会科学論争

足立 啓二

Contemporary China and Some Social-scientific Controversies in China and Japan in the First Half of the 20th Century

Keiji ADACHI

要旨

現代中国と20世紀前半期日中両国の社会科学論争

20世紀前半期、在中日両国、围绕着社会性质等问题先后发生了几次激烈的论战，这些论战都是互相关联着的。本文认为现代中国属于政党—国家体制下的新自由主义社会，其来源可以追溯到立宪派和革命派的论战。同时本文还通过批判地吸收日本资本主义论战的成果并与之相比较，阐释了现代中国国家体制的形成过程及其特质。

キーワード：現代中国、党=国家制、新自由主義、梁啓超、孫文、日本資本主義論争、延安整風運動、専権、集権

1 はじめに

21世紀をむかえ、世界の政治・経済における中国のプレゼンスは急速に拡大し、中国の今後が世界の将来を大きく左右することは、誰の目にも明らかである。しかし日本の中国史研究が、果たしてこうした事態を直視して研究を進めているかについては、甚だ疑問である。研究交流条件の整備、かなりの規模の研究費の投入が、寧ろ研究活動の表面的な華やかさに帰結しているかに見える。

しかし20世紀前半を振り返るならば、日本と中国には、相互に連動しつつ、中国と日本の社会を分析し、将来を構想する幾多の論争が繰り広げられてきた。立憲派と革命派の論争、アジア主義者と脱亜論者の理論、日本資本主義論争、中国農村社会性質論戦、さらには中国統一化論争へと、生命を賭した論争が続けられた。

それらの論争は、現代中国・現代世界を分析する上で、なお多くの示唆的な論点を残していると考えられる。本論文は、これらの論争が残した成果の中から、今日の中国あるいは世界を分析する論点を引きだす作業の第一段階である。

2 現代中国

最初に中国の現状について確認したい。一言でいえば、それは党=国家制下¹の新自由主義と位置づけることが出来る。

まず中華人民共和国は既に資本主義に転化していると評価できる。共産党が政権党であることも、国営企業が存在し、土地が国有であることも社会主義の指標ではない。国営企業、あるいは国が主要な株主である会社は先進資本主義国においても広く存在する企業形態で、土地の国有が企業の固定資本負担を低減することを、まさに中国は教えている。現代世界において一般的に小経営である農業などのセクターを除き、製造・流通の基幹が資本・賃労関係を基礎として利潤追求を目指す企業によって行われており、国家がそれを支える経済制度枠組みを提供している点が、評価の基本となるべきである。人類史的規模で、急激な本源的蓄積過程が中国で現在進行中である。土地を強制的に収容された数千万の農民は勿論のこと、農村から都市への労働力移転が進み、近いうちに5億に達すると見られる。低生産力部門から高生産力部門への人口移動が、技術移転を背景に、中国の高度成長の基盤となっている。経営技術の移転は、労働力商品化という枠内で、社会の質の移転を進めている。

資本主義への転換点をどこに設定するかを理解には、若干の幅がありうる。11期3中全会から始まった変化は主要には農村改革であったが、そこには経営の放権、蓄積政策の基本であった一次産品価格政策の変更、特区による資本主義企業の導入が含まれていた。1984年から始まる企業改革は、これらの改革を工業部門においても本格化し、さらに南巡講話をうけた1992年の中共14全大会における法人財産権の承認、国有企業も含めた株式会社形態がそれらの確定であったことは明らかである。最終的確定は14全大会であるが、11期3中全会において既に市場導入の重要な課題である価格政策に手がつけられ、台湾・韓国で実証済みの輸出主導型工業化政策が採用されたことは、現代に至る基本的方向性が既に始まっていたと評価できよう。

新自由主義については、デイヴィッド・ハーベイの好著²がある。同書は第5章で鄧小平を、レーガン・サッチャーと並ぶ新自由主義の創始者として、主として「自由な労働力」形成の側面から新自由主義的性格を評価している。

相対的に比重を低めたものの、今なお国有企業が大きな利潤を国家・地方政府にもたらしていることは、新自由主義の理念と反するかにも見える。しかし新自由主義の二つの側面を評価する必要がある。戦間期から戦後にかけて国家が背負いこんだ福祉機能等を、商品化によって国家から切り離し、市場に開放するという、しばしば喧伝される「小さな政府」という側面があり、先進資本主義国のみならず旧社会主義国においては、これは「自由」の側面から肯定的に受容される場合がある。新自由主義は同時に、国家資産を低廉な価格で売り出し、あるいはリーマンショックに際して典型的に見られたように、危機に際し、より大きな資金を国家が投入するという、経済過程への積極的介入拡大という側面がある。中国の場合、集権的社会主義からの移行であること、元来経済行動が個人の自由判断で為されるという性格をもっていたことが、新自由主義的変革過程をより急速で深刻なものとしている。国有企業も含めて、解雇・レイオフ可能な「自由」な労働慣行が一般化し、従来企業や人民公社内部で確保されていた社会保障機能は急速に極小化された。名目的には「国有」であった資産の民営化および、民間経理への移行の過程で、膨大な個人的資産が形成されている。『フォーブス』のデータ³は、旧社会主義国の資本主義化が何をもたらすかを象徴している。

続いて党=国家制と専権⁴の維持について。以上の経済権限の民間委譲は、格差拡大をはらみつつ、対立的な経済的・政治的要求を有する諸階層を生み出し、彼らは個人的回路も大きく利用しつつ、政策決定に影響を及ぼすことを試みており、政策決定には複雑な考慮が必要となっている。このことはリンダ・ヤーコブソン氏らの著書⁵で具体的に明らかにされている。しかし国家はなお一元的に党によって管理されており、党自身、その意思決定が、最終的に党主席もしくは背後の実権者によって管理されている。毛沢東時代においては党規約内部規定によって、党自身によってさえ掣肘されない党主席の専権が保障されており、しばしばそれが発動され、政治・経済に深刻な影響を与えた。「二つの全て」で毛沢東の権威に依拠した華国鋒の短期的権力掌握に続き、趙紫陽発言⁶で明らかにされたように、鄧小平の個人的専権が維持された。

鄧小平以降の中国では、毛沢東時代に築かれた人民に掣肘されない、一人の専権に帰する権力体制を継承しつつ、その枠内において「先富論」に象徴される人々の富裕化要求の開放という矛盾をはらんだ両側面が、拡大しつつ展開している。

3 立憲派と革命派

さてこのような現状認識を踏まえ、20世紀前半に中国を論じた先人たちの議論を振り返ってみたい。言うまでも無く中国社会を如何に認識し、どのような変革の展望を開くかについての第一の論争の山は、辛亥革命前後における立憲派と革命派の論争である。両派の認識を、梁啓超と孫文という二人の議論から帰納したい。先ず立憲派の代表として梁啓超から。

梁啓超は、歴史認識を顧炎武・黄宗羲らから継承し、社会ダーウィニズム、ヨーロッパの法理論等を借用しつつ、歴史論・社会論を展開する。1902年の「中国専制政治進化史論」についてみると、伝統的な中国の歴史認識では分裂を意味していた「封建制」も集中化の一段階とみなされ、その克服の上に君主専制政体、さらには立憲君主政体・革命民主政体が設定されていること、専制と君主制が区別されていないことが、差し当たり注目される。

中国の社会・国家認識は、典型的には1901年の「中国積弱溯源論」で展開される。熾烈な国際競争に生き残るには国家の団体としての結合力が必要であるにもかかわらず、中国にはそもそも国家の觀念が欠如していることが主張されると同時に、人民の三つの心性が問題とされる。一つは奴隷根性であり、上にはへつらい下を蔑視し、権利侵害を受容する性質。面に唾されても自から乾く。ひとえに忍従してこそ金をなす、という心性を指摘する。続いて識字率をとりあげ愚昧を指摘し、最後に利己主義が結合力の弱さを導くことを述べ、義和団事件に際し、連合軍北京入城の日にも上海では歌舞音楽が絶えない、自宅の門前の雪を掃いても他人の瓦上の霜にはお構いなし利己主義を慨嘆したことは有名である。

こうした現状認識をもとに、国家を支える新民の創出が模索される。国家から個人に至るまで、その強弱は自治による。一人も法によって自治し、人と人が結合して団体自治を作り国家に至る。権利は天賦のものでなく闘争に勝利して獲得されるものであり、主体的に関与する人民によって法規範は共有されるとし、こうした団体の自由・文明の自由と、中国における野蛮の自由とが対比され、他人からの権利侵害も、自らの他人の権利侵害も問わない「仁」を批判する。こうした認識過程は、佐藤慎一氏⁷の著書などによって明らかにされている。

どうすればこの社会から国際競争に耐える新人と国家が建設されるか。個人の自由と団体の自由を対置する論理構成が出されることが、先ず注目される。さらに古人之奴隸、世族之奴隸、境遇之奴隸とならんで情欲之奴隸をあげ「克己」を中核的命題として結んでいることが注目に値する。

孔子はおっしゃった。「己に勝って礼に復えるのが仁である」と。己とは人々に対して己と称するものであり、同時に本心に対して物と称するものである。勝つ対象は己であり、しかもこれに勝つものもまた一つの己である。己でもって己に勝つこと、これを自勝といい、自勝は強いものである。自勝は強い。自由とはいかなるものであろう⁸。

かれは『論語』顔淵第十二を新註によって理解する⁹。古注では、克己を約身なりとするに対し、新注では「克は勝なり」と強い意味で理解しており、梁はこれを柱とする。「権利のための闘争」ではなく、欲望否定によって新人を作ろうという主張である。自ら奴隸教育とした宋学の実践面における中核命題¹⁰である欲望否定・修身を、いわば治国の原理としたのである。

その後アメリカ訪問、サンフランシスコでの中国人社会の深刻な再発見などを経ながら¹¹、当面は上からの教化に期待し、「開明専制論」へと進んでいく。但し彼は専制と君主制を区別していなかったことを再確認する必要がある。

続いて革命派を代表する孫文について。多くの論者が言うように専制認識を始め、梁啓超からの影響をうけつつも大変現実主義的である。彼の思想の集大成ともいえる「三民主義」の中から、幾つかの要素を抽出する。

先ず自由論については、ヨーロッパ人には自由が無いが中国には多くの自由がある。自由は個人に適用するとばらばらの砂になり、国家に適用しなければならないとする¹²。個人の自由と団体の自由を並立させる梁啓超のあいまいさを、より純化している。

平等論については、人間は一樣ではなく、三種類の人間つまり先知先覚者・後知後覚者・不知不觉者がいることが発見される¹³。この違いは「権」と「能」の区別として、国制に帰結する。人民は「権」を、政治を行うものは「能」を有し、人民は有能な彼らに国家の大権を委ね、彼らの行動を掣肘せず、何事も彼らの自由に任すべきことになる¹⁴。見事な専制の論理であり、これが軍政・訓政・憲政の理論、中華革命党の内部規律である党員の三区分別、一人への専権に帰結したことは、多くの研究で述べられている¹⁵。

さらに注目すべきは、中国の課題である貧困を救う唯一無二の方法として「発財」が称揚される点である¹⁶。言うまでも無く発財とは、社会の豊かさを実現することではなく個人主義的に金持ちになることを言い、簡明に言えば奴隸根性を満たすことである。孫文自身は奴隸根性を主に「無能な皇帝」に対する隷属について述べているが、革命派の中でも発財を奴隸根性の根源とする見解は一般的に存在していた。趨容は「服従すること、官員になること、発財すること、これらが中国人が奴隸を造る上での教科書である」¹⁷と言いきる。魯迅の奴性批判は文学者らしく痛切である¹⁸。孫文は一人への専権のもとで個人の自由を抑制し国家の自由を確保しつつ、発財要求を開放するという、些か矛盾を孕んだ方法によって革命の成功と経済発展を展望したと言える。

梁啓超や革命派の深刻な自己分析の結果として、梁啓超と孫文は専制国家とその基盤に、二つの方向から行きついてしまった。梁啓超は、修身・齐家・治国・平天下の能力を備えた士大夫が指導的役割を果たすことによって社会的秩序を維持するという明清専制国家の理念に、少なくとも一面で回帰し、孫文は、最終的には一人の専権に国家を委ねつつ、「自由」な経済活動が開放されている明清専

制国家の実態を当面の理想としたといえる。そのうち、孫文のそれを体現しているのが現代中国の体制であり、孫文の論理矛盾は、現代中国の矛盾を予告するものであった。

4 日本資本主義論争

続いて中国史との関わりを意識しつつ、1930年代の日本資本主義論争を取り上げる。日本資本主義論争にも批判的に継承すべき多くの課題が残されている。講座派と労農派の基本枠組み等については省略し、差し当たり二点のみを論じる。一つは封建制の基本矛盾の認識である。封建制の基本的階級対立が領主＝農民関係にあることは両派ともに一応は認識していた。しかし両派ともに、封建制の克服はブルジョアジーによることを前提として、日本においてはブルジョア発展が不完全であるとの認識で共通していた。このため日本において現実に封建制が如何にして克服されるか、されたかについての見解が混乱した。講座派を代表する羽仁五郎は、農民と封建支配者を基本的階級対立とみなし百姓一揆にそれを確認した¹⁹。ここまでは正しいと思われる。しかし彼は生産力の発展が窮乏化・人口減少・無産者増加・飢饉へと帰結し、農民の闘争は個別には勝利したが、全体として敗北したと結論づけた。その結果、封建支配者上層と下層の対立が肥大化され、「祿米の給付を受くるに過ぎなかった」下級武士に反封建的・国民的統一意識形成が委ねられることになる。質的にも広域的にも発展してきた農民団体の壁を前に超過収取はもはや不可能で、財政的にも成り立たなくなっていた封建制が、廃藩置県・地租改正・秩禄処分によって世界史的に最も完全に廃絶されたこと、さらに旧領主層と農民という両方からの反乱に直面し、政府は明治10(1877)年正月3日に農民の地租引き下げ要求を受け入れ、農民一揆は急速に収束し、他方旧領主反乱が百姓を組み込んだ官軍に敗北したことには注目が及ばなかった。労農派の堺利彦もまた下級士族革命論であった²⁰。以後論争は、マニユファクチュア論争・幕末土地問題論争等、封建制下における副次的ウクライアの評価に収束していく。

戦前の論争は戦後の日本史研究をも規定した。その一例が半プロや都市貧民に変革的契機を期待する議論²¹の基礎となっている「農民は自らを『代表』することが出来ない」という命題である。即ち農民の分散性、プロレタリアートの組織性を労働過程から説明する方法の誤りは、封建社会研究の現段階からも、「所有からの自由」こそが労働者の分断を意味することになっている資本主義の現状からも、もはや依ることはできない。近世中期以降における農民団体の成熟の延長上に近代日本を展望する事実認識については、拙著最終章²²をご覧くださいければ幸いである。日本資本主義論争における封建制論の不十分さは、並行した中国農村社会性質論戦の議論をも限定した。

その上で中国近代史とも関わる論点として、維新権力が下級士族政権であり、その形態が有司専制であったという両派に共通する議論を検証しておく。藩に集中した日本型封建制が徹底した領主制廃絶を可能とし、農民団体を含めた国民からの合意調達に基づいて地方議会・行政を作り出したという理解を前提にして、論を進める。まず指導層の出自が革命の階級的性格を直接には表現しないことは言うまでもない。それは毛沢東・周恩来の出自で1949年の革命を官僚地主革命というに等しい間違いである。さらに秩禄処分でも最も割を食らった階級は下級士族そのものであることも周知の事柄に属す。彼らの金禄公債の利子は、下層労働者の賃金に遥かに及ばぬ水準で、間もなく烏有に帰した。下級武士が上級領主と対抗して権力形成したという事実も確認できない。

続いて問題とすべきは、その権力機構が専制ではなく、本来の意味で集権的であったことである。

薩長土肥と公家を中心に、それらの中から推戴された有能な指導者が政権の中枢を担った。しかし勝海舟、さらには最終的な武力反逆者であった榎本武揚らを含めて有能な幕臣層も、請われて明治政権の要職に参加した²³。そこで主張される政策にはかなり幅があった。徴兵か士族軍か、外征型軍隊か国防型軍隊か、地租改正における領主権買い取りのレベル、征韓論など。それらの対立は論争となり、不本意な人物は下野する場合があった。しかし西郷の場合に典型的に見られるように、権力中枢集団は、要人の復帰を追求した。下野は失脚ではなかった。後述する中国共産党における専権成立過程と対照的である。官僚の中下層を形成したグループには、全国行政経験のある旧幕臣から、村落共同体の指導的運営に実績をもつ者に至るまで、広範な人材が登用された²⁴。明治初期日本の権力中枢・権力機構の性格は、中国的「専権」ではなく紛れもなく「集権」であったと評価できる²⁵。

5 中国共産党における専権の成立

これと対比して中国の党＝国家制について概観したい。専権の典型は、毛沢東時代に実現する。大きな起点は日中戦争下の延安整風運動に求められる。これについては高華氏の著書²⁶が詳細である。延安整風が康生を通じたスターリン大粛清の学習を一端としていることは間違いない。しかしスターリンの粛清と延安整風には重要な違いが見られる。先ず対象であるが、スターリンの場合は、トロツキーら反対派のみならず、自らの側近幹部から秘密警察機構そのものも含めて主要な幹部が軒並み粛清され、中央委員・同候補の70%余りに及び、被害者は200万をこえると推計される。他方、中国の場合、高級幹部については幽閉されることはあっても殺害されることはまれであった。最大の敵手であった王明さえ、整風運動を経た1945年の中国共産党第7回全国大会で中央委員の末席に選出され、建国後も立法行政に従事する。しかしこれは延安整風が温和なものであったことを意味しない。中下級以下の人々には、知識人などを中心に抢救とよばれる拷問を伴った自供強要が広範に行われ、延安だけでも被害者は1万人を超えると言われている²⁷。高級幹部を救ったのは「自己批判」である。具体性を欠いた「主義」²⁸をもって自己の内的不十分性を表明することが、統治能力の不十分を承認したことになり、服従表明となった²⁹。中下層幹部には、トリックから始まる操作的大衆運動の過程で、先を争った相互批判が組織された。1943年の「延安の春」に際し、王実味の今なお先鋭な党内官僚階層性批判を皮切りに、彷彿として起こった官僚主義批判の波は、逆に王実味をスケープゴートに、先日の批判者たちを抢救対象の中心とし、張克勤案を機会に相互批判・大民主主義の「運動」が広められた。スターリン的秘密警察機構は、その補強装置として機能した。高級幹部と中級幹部以下には、謂わば礼と刑の使い分けがあった³⁰。何れの場合も、趨容の「服従すること、官員になること、発財すること、これらが中国人が奴隷を造る上での教科書である」という予言が想起される。

こうした経緯ののち最終的には1945年4月～6月の第7回全国大会の場で、劉少奇による「毛沢東思想を総ての指針に」という党規約提案が承認され、さらに「主席は党の決定を覆すことが出来る」という内部規定が付加され、以後の中国の党・国家運営の基礎となる³¹。

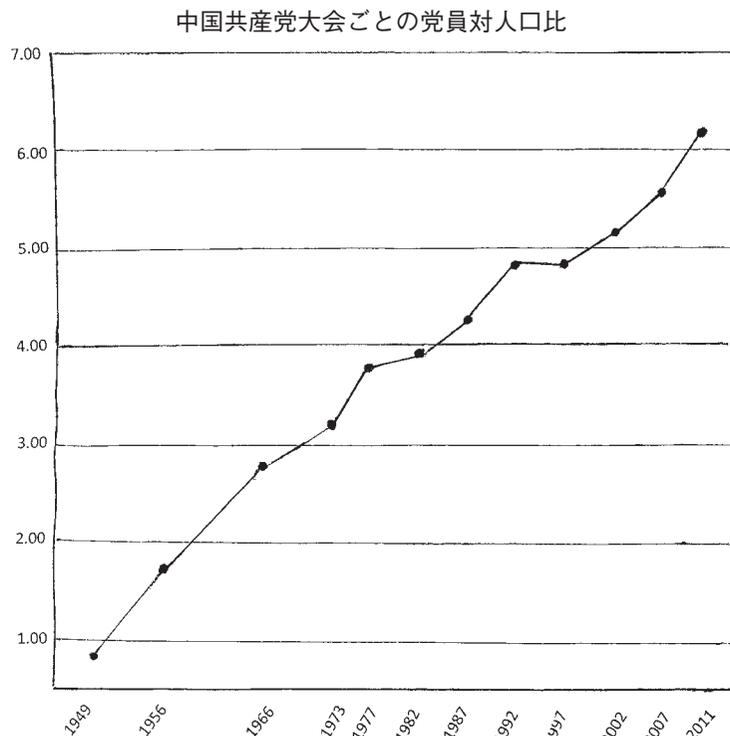
同様な告発・自己批判・失脚・自殺あるいは処刑という専権手法で最も整風運動に類似していたのが文革であり、民衆に対する同様な手法は、反革命鎮圧・土地改革・三反五反・反右派闘争等で多用され、事前に下ろされる批判対象者の機械的比率設定、上からの工作、告発合戦、自己批判、失脚・処刑、大衆的政策受容が進められ、社会の破壊に帰結していったことは周知のところである。とりわ

け政治優先の名のもとに知識人・専門家に対する攻撃は厳しく、社会統制は嘗てなく抜本的に、しかし経済政策は専権発動ごとに失敗に帰した。

鄧小平段階以降も最終的に一人に帰する専権が維持される。先述のように鄧小平の舵取りを必要とするとの秘密決議が存在し、97年2月の鄧小平の死去を受け鄧小平理論が党規約に加えられ、2002年の16回大会で江沢民の三つの代表という指導思想が規約に加わり、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、江沢民の指導思想という序列で演繹しつつ専権が維持されており、現在、ヤーコブソン氏によると、政治局常任委員会は合議制を採りつつも胡錦濤の同意を必要とするといわれている。

6 現代中国と世界

改革開放政策と、党＝国家制、一人への専権とは矛盾を拡大している。孫文の論理矛盾が新自由主義時代に現実化している。多数の利害集団が形成され、否定されてきた専門家機構形成の必要性が増し、操作的大衆運動を利用して人民間の正式な合意形成過程を否定してきた問題点が、格差拡大の下で顕現している。グラフは、中国人口に占める党員の比率を、党大会ごとに示したものである。政権党となって以後、その比率はほぼ一貫して増加しつつ近年その増加率が高まっていること、それによって社会全体に占める党員の比率、即ち機能が質的に変化しつつあることが示される。すなわち当面は



人口は『中国人口統計年鑑』による。党員数は、党大会ごとに発表された党員数による。2011年の党員数は2012年6月30日の中央組織部長の記者会見による2011年末の党員数発表をもとにした。傾斜はさらに急になる可能性もある。

「三つの代表」を掲げつつ、社会の中で党によって拘束される（これは特権を付与されると同義であるが）人員の比重を増加させることによって、専権の操作性を維持しようとしていることが推察される。しかし新たな社会勢力は強まり、内部緊張と対外緊張の連動する時代が始まろうとしている。

将来にわたるこの過程を分析するには、党＝国家制からブルジョア主導の国民国家への転換をすすめた、謂わば孫文直系の国民党の場合が参考となるはずである。そのために中国統一化論争の検証、1930年代における政策決定過程の研究蓄積の総合化、戦後台湾における近代化政策と輸出主導型工業化の成功を踏まえた党＝国家制からの離脱と並び、新自由主義（そのコインの裏側としての新保守主義）に関する世界分析が当面の課題となる。

- 1 党＝国家制の本質規定については、拙著『専制国家史論』第4章第3節（柏書房、1998年）参照。ここにいう党＝国家制とは、単純に一党独裁体制を言うのではなく、団体性に乏しい社会に替わり、一つの任意団体である党が、国家の決定と執行を代行する国制を言い、中国のみならず戦後独立したかなりのアジア・アフリカ諸国にもみられ、政党の組織化さえも困難な社会においては、軍がこれを代行する場合も、これに準じて考えることが出来る。
- 2 デイヴィッド・ハーベイ『新自由主義——その歴史的展開と現在——』（原著2005年）、作品社、2007年。
- 3 『フォーブス』2012年3月7日、2012年版世界億万長者ランキング（10億ドル以上の資産保有者。全世界で1226人）。
国別：米425人、露96人、中国本土95人、独55人、英37人、日24人、台湾24人、韓20人、以下略。
ちなみに3年連続の首位は、メキシコのテルメックス（1991年に民営化）を中心に中南米で通信事業を営むカルロス・スリム・ヘル。
- 4 私自身、これまで中国専制国家を称して「中央集権的」という言葉を用いてきた。しかしこの用語法は便宜的ではあるが不正確である。以後、専制の政治的内実については、「専権」の語を用いることにする。
- 5 リンダ・ヤコブソン、ディーン・ノックス『中国の新しい対外政策——誰がどのように決定しているのか——』（原著2010年）岩波書店、2011年。
- 6 第二次天安門事件直前に、ゴルバチョフとの会見に臨んだ人民大会堂での記者会見における趙紫陽の発言。
「鄧小平同志は、1978年の第11回3中全会以来、国内外が認める我々の党の指導者である。……一つの秘密を話すと、第13期1中全会は一つの正式決定を行っている。この決定は公布されていないが、重要な決定である。つまり我々は最も重大な問題については、彼の舵取りを必要とするというものである」
- 7 佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会、1996年。
- 8 梁啓超「新民説」『新民叢報』1902～1906年、『飲冰室合集』第六冊
孔子曰、克己復礼為仁。己者對於衆生稱為己、亦即對於本心而稱為物者也。所克者己、而克之者又一己。以己克己、謂之自勝、自勝之謂強。自勝焉、強焉。其自由如何也。
- 9 何晏『集解』克己約身。
朱熹『集注』仁者本心之全德。克勝也。己謂身之私欲也。復反也。
- 10 宋学が修身・齐家・治国・平天下を中心理念とし、天理と人欲の争いを重視したことについては島

田慶次『朱子学と陽明学』岩波書店、1967年、において簡潔に述べられている。

- 11 田尻章文「近代中国の社会変革構想——梁啓超の『新民説』における近代国家論と自治論の展開——」2008年度熊本大学文学研究科修士論文。

- 12 孫文「三民主義」1924年、山口一郎訳『孫文選集』社会思想社、1985年による。

以下同様。

「民権主義」第3講

中国の古代封建制度が崩壊したのち、専制のひどい威圧は一般人民にまでおよばなかった。(中略) 逆にいうと、もし、人民が皇位を侵しさえしなければ、人民がなにをしようと、皇帝はいっこうにかまわなかったのだ。

(中略) いったい、中国は、なぜ革命しなければならないのか。簡単明瞭にいうと、ヨーロッパの革命の目的と正反対だからだ。ヨーロッパはかつて、自由があまりになさすぎたから、革命によって自由を戦いとうとした。だが、われわれは自由が多すぎ、団結をかき、抵抗力がないから、ばらばらな砂になり、ばらばらな砂だから、外国帝国主義の侵略をうけ、列強の経済商業戦の圧迫をうけて、こんにち、われわれは抵抗もできないのだ。

(中略) こんにち、自由という言葉は、いったい、どのようにつかうべきなのか。個人に適用すると、ばらばらな砂になってしまうから、断じて二度と個人に適用してはならない。国家に適用しなければならない。個人が自由でありすぎではいけない、国家が完全に自由でなければならないのだ。国家が自由に行動できるようになったら、中国は強大な国家になる。そうなるためには、みなが自由を犠牲にしなければならない。……

- 13 「民権主義」第3講

ところが、専制君主が倒されたのち、民衆はこんどは生まれながら平等だという説を深く信じて、万人の平等を獲得しようと日々努力した。あにはからん、そんなことは不可能であります。(中略)

まえに、わたしは一つの原理を発見し、世界の人類がもつ天賦の才能は、ほぼ三つにわけられるといった。その第一は先知先覚者、第二は後知後覚者、第三は不知不觉者。先知先覚者は発明家、後知後覚者は宣伝家、不知不觉者は実行者だ。この三種の人々が、互いに助け合い協力して進んでこそ、人類の文明は、一日千里の勢いで進歩できます。

- 14 「民権主義」第4講

これまで数回話したことからわかるように、欧米の民権政治は、いまなお、解決の方法をもたず、民権の真理は、まだ、明らかにされていません。(中略) わたしは一つの解決方法を考えています。わたしの解決方法は、世界の学理上、最初の発見であり、わたしの考えだした方法は、この問題を解決する根本的なやり方であります。(中略) その方法とはなにか、それはつまり「権」と「能」を区別するという理論であります。この権と能を区別する理論を、これまで欧米の学者でだれひとり発見したものはいない。では、権と能の区別というのは、いったいなにか。この区別をはっきり解きあかすためには、わたしがまえに人類の区分(先知先覚者、後知後覚者、不知不觉者…足立)についてこころみた新発見を、もう一度、説明しなければならないのであります。

(中略) 民国の大事についても、やはり同じ道理だ。国民は主人であり、権をもつ者、政府は専門家であり、能をもつ者であります。この理由から、われわれは民国政府の官吏を、大総統であれ内閣総理であれ、各部の部長であれ、自動車の運転手と考えればいい。ただ、かれらが才能をもち、真心をもって国家のためにつくしさえすれば、われわれは彼らに国家の大権をゆだね、かれらの行動を掣肘せず、なにごとみかれらの自由にまかすべきであり、そうしてこそ、国家は進歩しうし、しかも進歩は早くなるのであります。

- 15 中華革命党における党員の孫文一人への忠誠原則については、狭間直樹「孫文思想における民主と独裁——中華革命党創立時における孫文と黄興の対立を中心に——」『東洋学報』（京都）58、1986年。

16 「民権主義」第2講

しかしヨーロッパのこの一、二百年来の戦争は、民権をとなくてではなく、自由をとなくて戦われた。自由の二字をかかげると、全ヨーロッパ人にすぐわかった。当時、ヨーロッパの人民が、自由という言葉を目にすると、すぐわかった事情は、ちょうど中国人が発財（金もうけ）という言葉を書くとおなじで、だれもが、心のなかで、非常に大切なものと考えた。いま中国人にむかって、自由のために戦えといったところで、わかりもしないし、ついてこようもしない。だが、発財のためだといえば、多くの者がついてくる。

（中略）中国人が発財というと大いに歓迎するわけは、中国が現在、民は困窮し財は尽きはてるという時代になり、人民のうける苦しみは貧窮であり、発財こそ、貧窮をすくう唯一無二の方法なので、そこで、だれもがこの言葉をきくと大いに歓迎するのだ。

- 17 趨容「革命軍」（島田虔次・小野信爾訳『中国革命の思想』筑摩叢書98、1968年による）。

- 18 魯迅「灯火漫筆」『民衆週刊』1925年（『魯迅全集』相浦他訳、文学研究社、1973年による）。

あの時私は、懐中にまだ三、四十元の中国銀行と交通銀行の紙幣をもっていたと思う。ところが突如素寒貧になってしまい、すんでのところでおまんまの食い上げとなり、少なからずあわててしまった。（中略）仕方なく、私は紙幣が現銀に割引けぬかどうかこっそり当たってみた。返事は、相場が立ちませんということであった。が、幸いなことになんとか闇で相場がたつた。（中略）ずっしりと懐にくる手応えは、これぞわが命の重さといった感じであった。これが平時であって、両替屋が銅貨一枚でも間違えようものなら、私は決して承服しなかつただろう。

だが私が現銀一包みを懐中におさめ、ずっしりとした手応えに安心を覚え喜んでいた時、突如別の考えが頭をもたげた。即ち、われわれはいとも簡単に奴隷になってしまうのだなあ、しかもなつてしまつてから大喜びまでしているじゃないか、ということだ。

- 19 羽仁五郎「幕末に於ける社会経済状態、階級関係及び階級闘争（前篇・後編）」『日本資本主義発達史講座』岩波書店、1932年。

序説

（前略）封建社会に於ける支配的生産様式は、小規模農業と、之に結合せる広範な農村的自給的手工業並びに小市民的同業組合的手工業であった。なかんづく小規模農業は封建制の本質的基礎であつて、その生産諸力の増進は、幕府及び諸藩政府の最も依存する所であつた。だが「生きぬやうに死なぬやうに」の搾取の鞭を伴つたこの封建的農業政策いわゆる勸農政策による農耕労働の生産性の増進は、しかも遂に、正に封建的生産関係そのものを分解すべき二つの矛盾を激化せしむることによつてのみ可能であつた。

すなわち、一方、それは封建的領主の限定性の故に農業人口の相対的過剰を生ぜしめた。かかる農村人口の相対的過剰は、多数農民の窮乏を大ならしめ、或は生活手段また生産手段を失へる農民の離村となり、或は間引——嬰兒壓殺、墮胎等——による人口増加の抑制となつた。かくして封建的支配権力の基礎たる農村人口、なかんづく自営農民数は相対的に、或いは絶対的にも、漸次減少するに至つた。

（中略）

（2）封建的身分制度の弛緩、即ち封建的諸対立闘争の先鋭化（中略）

第一は、農民と封建的支配者との対立である。それは封建的生産関係の下に於ける最も基本的な

対立であって、矛盾の激化と共に、抗争は二つの方向に於いて展開された。第一の方向に於ける闘争は、次第にその闘争の範囲と規模とを増大し、その性質を深刻化した数百件の百姓一揆において展開された。(中略)

第三の対立は、封建的支配者の下層部分の上層部分に対する対立抗争である。(中略) かくの如く、封建制度の内在的諸矛盾の発展が封建家臣団の生活の上に最も集中的に転化せられた結果、封建家臣団なかんづくその下級非職の士の藩政府及び幕府に対する対立は、爾余の諸対立の集中的表現として、漸次政治的対立闘争にまで発展せざるを得なかった。しかも既に直接封土的基礎を失ひ、単に祿米の給付を受くるに過ぎなかった下級武士の藩政府及び幕府に対する対立は、もはや単なる封建的支配権の争奪ではあり得なかった。(中略) ここにわれわれは、明治維新革命の主体として、漸く反封建的、国民的統一意識にまで覚醒しつつあった所の、下級武士の一団をみたのであらう。

第二章 封建的身分制度の弛廃、封建的諸対立闘争の尖鋭化

(前略) いまや徳川時代の農民は全く武器を没収せられ、武器の携行を禁止され……、従って独特の戦闘準備を必要とした。彼等は主としてその生産手段を直ちに武器に代へた。(中略) 徳川時代初期にあっては、支配階級の圧力旺んにして農民の闘争力薄弱なりしたため、武士は極めて強硬なる態度を持し、正面より之を強圧するを常とした。然るに後期に及べば、(中略) また闘争農民の圧力大なるため、また極めて少数の者が流刑または入牢に処せられたるのみで極刑に処せられた者なき場合も少なくなく、百姓側に少しも犠牲を出さずして要求を貫徹せるばあいもある。要するに、後期に及び農民の闘争力は増大して勝利の機会少なくないに至ったのだ。封建的政治権力は既に内実的には脆弱化していたのだ。

(中略) だが、封建的支配に対しかの巨大の民主主義革命的エネルギーを以て闘った数百回をこえる農民暴動百姓一揆の後には何が来たか。他のなにものでもなく、農民革命の挫折! がそれであった。いな、各の一揆は確かに勝利した。(中略) かの農民大衆の民主主義革命的エネルギーは、彼等自身のディクタトゥルにではなくして、封建制残存下の資本制生産関係の展開のために残存封建勢力とブルジョアジイとの結合にディクタトゥルを奪われてしまはねばならなかったのだ。

- 20 堺利彦「維新史の新研究——資本主義革命、ブルジョア革命——」『解放』『堺利彦全集』第6巻、法律文化社、1970年。

(前略) 維新の革命を政権移動の上から見れば、徳川幕府がたおれて王政が復古したのである。さらにそれを社会的に見れば、封建制度が崩壊して四民平等の新社会が現出したわけである。(中略) 明治の新政府は一面諸藩雄藩の政府であった。(中略) しかし、明治の新政府ができてから間もなく、諸大名の版籍奉還となり、次いで廃藩置県となり、武士階級が一般に金禄公債証書と引き換えに両刀を奪われたのを見ると、……その諸雄藩もまた自ら運動進行の過程に滅亡したのである。(中略) その諸雄藩というのは藩そのものことではない。……そこで社会的重力の中心が偏倚して、自然に政権が実力のあるところに帰したのである。つまり封建貴族の上層者がことごとく排斥されて、その下層者(すなわち小士)が実権を握ったのである。

- 21 佐々木潤之助『幕末社会論』塙書房、1969年など。
- 22 拙著『明清中国の経済構造』汲古書院、2012年、最終章参照。
- 23 明治政府の中央を占める主要官僚の出自と官界における履歴については、『校訂 明治史料顕要職務補任録』柏書房、1967年、および日本史籍協会編『百官履歴』純東京大学出版会、1973年が詳細である。これら史料並びに次の注の史料については、三澤純氏のご教示を得た。その評価についての責任は、言うまでもなく筆者にある。
- 24 寺岡寿一『明治初期の官員録・職員録』寺岡書房、1976～81年、参照。同書には15等官という末端

- の官まで位階別に尽くされており、初年度は大政奉還直後、慶応4年にさかのぼる。江戸時代の慣例を引き継いで民間の書肆が刊行したものである。全ての人物が対照研究されているわけではないが、近世末期において農村社会の統括者であった人物を個別に発見できる。データベース化した利用が期待される。また慶応4年の段階で、すでに新政府が官僚機構を整備していたことを明示するものとしても重要である。
- 25 言うまでも無いが、明治初期の権力が、封建領主制の徹底的な廃絶を基礎に、農民の要求を強く反映したものであり、権力中枢は、専権ではなく集権であったということは、その権力がいわゆる「民主主義的」権力であったことを決して意味しないことを注記しておく。寧ろ社会の団体的性質は、ドイツと同様にファシズムの基盤となりえた。専権を基礎とする国家は、赤紙1枚で兵員を徴集しえた日本と違い、農民の軍事動員にも困難を抱えた（笹川裕史・奥村哲『銃後の中国社会——日中戦争下の総動員と農村——』岩波書店、2007年参照）。
- 26 高華『紅的太陽是怎样升起的』香港中文大学出版社、2000年は、延安整風の手法についても詳細である。
- 27 陳永發『延安的陰影』中央研究院近代史研究所專刊60、1990年の、第1部第4章が、全体の推計、各機関における被害者比率に詳細である。
- 28 「主義」がレッテル貼りであることは、何れの世界でも見られることであるが、延安での論争において、それは特に顕著である。「セクト主義」は時に「王明・博古」の分裂主義集団を指し、また1941年9月の政治局拡大会議においては「首長本位観」と説明されるなど、「主義」の内容が、極めて政治融通的に用いられた。
- 29 中国における「自己批判」は、近代組織、とりわけ社会主義政党において用いられる一般的な概念とはやや様相を異にする。「異見」を保留しつつ決定に従うことを前提に、後に「意見・方針」の誤りを認めて「自己批判」し、そうでないならば分裂するという近代組織的原則ではなく、高華氏も指摘されるように（高氏著書304頁）、中国においては宋明儒家の「向内裏用力」の伝統が引きいれられ、つまり劉少奇の言葉で著名な「修養」の不足が批判の対象となる。
- 30 『礼記』「曲礼上」礼不下庶人、刑不上大夫。
- 31 劉少奇は、党規約説明の中で、党の厳密性と融通性という項を設け、原則を実施する具体的活動においては、高度の融通性を必要とすること、とりわけ広範な大衆および必要な同盟者と手を携えて進む必要性から、高い融通性をもった判断を必要とすることを主張している（劉少奇「論党」浅川謙二郎訳『劉少奇論文集』第三書房、1951年より）が、この「高度な融通性」は、現実には、主席による独断的政策転換に道を開いた。

本稿を草するにあたり、2012年中国史研究会夏合宿以降、会員の諸氏より種々ご教示頂いた。また三品英憲氏には、高華氏の著書をはじめ、陳永發氏の『延安的陰影』（中央研究院近代史研究所專刊、60、1990年）などの教示と閲覧に、特段の便宜をはかって頂いた。記して感謝したい。 2012年11月6日脱稿